

第13回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時 平成26年12月25日（木）

場所 丹波市氷上住民センター実習室

【会議開催時間】

会議開始時刻 13時35分

会議終了時刻 16時00分

【会議日程】

- 1 定足数の確認 委員5名出席により定足数を満たしているため会議を開催する。
- 2 委員長あいさつ 大内委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 水道部「東芦田新水源のマンガン流出事故、水質検査結果隠ぺいに関する事案」について、事実認定のため水道部職員を会議に出席させ、説明を求めた。
 - (2) 部長級及び課長級に対して行ったアンケート結果について、回答者の所属部書及び氏名を記載して当局に報告するかどうか検討した結果、回答者の所属課名及び氏名は明記せず当局に報告することとした。
 - (3) 次回委員会において部長級及び課長級に対して行ったアンケート結果を最終答申にどう活かすのか検討することとした。
 - (4) 平成27年3月中旬を目途に、答申書（最終）を提出することとした。

4 今後の開催予定

第14回第三者委員会開催について

日時：平成27年1月20日（火）午前10時から

場所：兵庫県民会館会議室1101号室

第15回第三者委員会開催について

日時：平成27年2月16日（月）午後3時から

場所：兵庫県民会館会議室1101号室

第16回第三者委員会開催について

日時：平成27年3月5日（木）午後3時から

場所：兵庫県民会館会議室1101号室

傍聴者数 1名

会議に出席した者（8名）

委員会委員 安藤委員、大内委員、上脇委員、北林委員、元吉委員

委員会事務局 企画総務部総務課長ほか2名

説明員として出席した者（2名）

水道部工務課長及び同課主査

第13回丹波市不正事務処理に関する三者委員会

日時 平成26年12月25日（木）

場所 丹波市立氷上住民センター実習室

13時35分 開会

●事務局 それでは改めて、皆さんご苦労さまです。丹波の会場までお越しいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、報道機関の写真撮影についてですけれども、今のところ来ておられません。丹波会場ということですので、傍聴者の方、また報道機関の方、来るかもわかりません。写真撮影の申し出がありますので、第三者委員会傍聴要領第7条の規定に基づきまして委員長さんの許可を得ておるということでご報告を申し上げます。

それと、この会議の定足数の確認ということでございます。委員会条例第7条第2項の定足数、全員がご出席ということで満たしておりますので、ただいまから第13回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会を開催いたします。

初めに、本日の会議には、前回の会議で決定をいたしましたとおり、委員会条例第7条第3項の規定に基づいて出席の要求を行って、丹波市水道部工務課上畑課長と同課吉見主査に出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

●上畑工務課長 工務課長上畑です。よろしくお願いいたします。

●吉見主査 吉見と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局 それでは、次第に基づきまして、委員長のご挨拶ということで、大内委員長よりご挨拶をいただいて、議事進行につきましては委員長が議長になっていただきまして会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●大内委員長 それでは、本日は丹波市のほうにお邪魔いたしまして委員会を開催することになりました。ちょっと市長、副市長と、中間報告の実行等につきまして、お昼の時間をいただいて懇談をさせていただきましたので、時間遅れましたことをおわび申し上げます。

委員の皆様、どうもご苦労さまでございます。

それから、本日は水道部のほうからお越しいただきまして、お忙しいところにもかかわりませず、どうもありがとうございます。

せっかくの機会ですので、また最終報告を3月に出すということになっておりまして、あまり丹波市さんのほうにお伺いしている方のお話を聞くというのもおそらく今回で最後になるかもしれません。ですから、今日は水道部のお越しいただいておりますので、この機会を逃さずに、いろいろご質問等もしていただけたらと思います。

それでは、早速始めさせていただきます。

それで、今日は、前々から管理職の方にアンケートの調査をお願いいたしておりますので、回答がまとまったところなんですけれども、水道部からいらしていただいておりますので、そちらを先にいたしましょうか。

じゃあ、アンケート調査結果についてというのはちょっと後に回しまして、まず水道部の問題から議論していきたいと思います。

前回の委員会では、前々回にいろいろ出た疑問につきまして水道部のほうからご回答をファイルでいただいておりますんですけれども、これをこの前に見せていただいて検討させていただいた結果、まだもう少し具体的な事案と、それから水道部としての業務のやり方等について、委員のほうからぜひ聞いてみたいことがあるということでしたので、本日お越しいただいております。どなたからでも結構でございますので、ご質問等、どうぞおっしゃってくださいませ。いかがでしょうか。

●上脇委員 いいですか。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●上脇委員 皮切りにちょっと。水質検査については、いただいている11月12日提出の資料とか拝読しますと、水道法24条の2の規定が上がってるんですが、原水の場合の検査についての統一的な何か根拠条項とかいうのが上がってなかったんですが、原水については今の法令等ではどうなってるんですかね。

●上畑工務課長 まず、原水の水質基準があるのかないのかというようなところからなるのかと思うんですけれども、基本的に原水、要は井戸水というか、くみ上げたままの、処理をする前の水についての水質基準というのはございません。それはなぜないのかというお話をさせていただいたら、水道法の水質基準、水道法の4条で水質基準という規定があります。その中で言われてるのが、水道により供給される水の安全というところがあるんです。水道により供給されるということは、すなわち蛇口から出るという水になりますので、その蛇口から出る水に対しての基準というのがありますけど、あくまで処理をする前にはないと。明確にないという書かれ方はしてないんですけど、水質基準というのはいく

まで蛇口から出る水に対しての基準ですよというところから、逆にくみ上げた処理前の水については基準がないという判断に至っております。

●上脇委員 原水の検査をすること自体は法律的に義務づけられてるんですか。

●上畑工務課長 原水の検査自体については、前に、11月に出させていただいた水質のマニュアルに基づいて、丹波市のほうでも年間の水質の検査計画というものを立てて、それに基づいて年に1回、夏場の原水の水質があったその時期に確認のために行っていると。

●上脇委員 それは法律に基づいてなんですか、それとも基づいてなくて。

●大内委員長 法律ではなくて、マニュアルやね。

●上脇委員 そのマニュアルは、法律に基づいたマニュアルがつくられているのか、そこはどうなんですか。法律自体に根拠がまずあるのかないのかなんですけど。

●上畑工務課長 原水検査をなさいという？

●上脇委員 そうです。

●上畑工務課長 それはないです。

●上脇委員 ないんですか。水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律というのがあるんですが、これはこのケースは適用除外になるんですかね。そこがわからなくて。

●上畑工務課長 この法律なんですけども、法律の2条に、この法律において、水道原水とは、水道事業者、丹波市でしたら丹波市の水道事業者が河川から取水するということが書かれてるんです。丹波市の場合でしたら、主な水源としては井戸とかダムとかになりまして、この法律からいいますと、河川から直接取水はしてないので、この法律にはかかってこない。どんなパターンかと言いますと、武庫川で取水されている阪神水道企業団みたいに、ああいうところは川から直接取水されてます。そこが取水する川の水の状態が、処理し切れないくらい悪化されたら困りますよというようなことで、そういった場合は流す側に対して措置を求めていますよという法律ですので、丹波市の場合は井戸とかからが主なので、この法律の網にはかからないということです。

●上脇委員 あともう一点だけ。先ほどマニュアルでっていうお話がありましたが、原水を検査した場合に、それを報告することについては、その法的な義務づけ、それ自体がないという理解でいいんですか、その場合。さっき確認したように、さっき私が読み上げた法律については、これは適用除外と、河川の場合に限定されていて、井戸水の場合には適用除外と。そうなってくると、法の欠けつの問題なのか、そこをちょっと確認したいんですが、検査をして、それをどういう扱いするのか、例えば必ず上司に報告しないといけな

いのかどうかとか、それについては、慣行なのか、何らかの法令に基づいてるのか、当然公務員として上司の命令に従ってやるってということなのか、どう理解したらいいのか、そこをちょっと教えてください。

●上畑工務課長 内務的な報告という解釈でよろしいですかね。今どういう状態で事務をしてるかといいましたら、担当者が水質検査を業務委託しておりますので、その委託先の業者とずっと採水をしてまわって、業者から結果が上がってきます。それを担当者が中身をチェックをして、異常な項目等々がないかを確認をして、確認をした結果、こういう状態でしたというような伺書もつけて、担当者から係長、係長から課長という。決裁規程では、水質検査に関する事というのは課長専決になっておりますので、課長専決としています。ただ、やはり基準値を超えるようなものが出た場合は、それはその状況に応じて部長への報告を上げていくというような流れになるかと思います。

●上脇委員 ただ、このケースでも、一番最初にさかのぼっていくと、検査結果は放置してたんですよね、この……。

●上畑工務課長 21年になります。

●上脇委員 放置するということがピンとこないんですよ、僕。要するに、検査を依頼しておいて、検査結果が出た、何で放置できるかがよくわからなくて、単にそれは職務怠慢なのか、システムの問題なのか、そこがもう本当によくわからなくて、何でこんなことが起きてしまうんだろうと思うんですよ。普通、検査って重要だから、結果が気になりますよね。それをきちんと見て、問題があれば相談することになると思うんですよ。ところが、中身も見たかどうかよくわからない、そのまま放置しちゃった、ファイルに綴じたまま、これがなかなか理解しづらいんですが、どう理解したらいいのかが、なかなか答えづらいかもしれませんけども。

●上畑工務課長 なぜ放置したかということになったら、私も直接そのかかわった人間じゃないのでわからないんですけども、ただ基本的に、水質検査、原水も含めて、健康福祉事務所への報告が必要であったり、公表が必要となるものは、あくまで供用開始をした、実際飲み水として使われている原水の数字であったり、蛇口から出る水の結果なんです、公表していくのは。その21年のときのファイリングをしたままというのは、あくまであれは井戸を掘った状態、そこから後に浄水場を整備します、整備ができてから供用開始していきますっていう流れの途中段階ですんで、あの時点で公表ということは必要はないんですけど、ただやはりそれをなぜ仕舞ってたのか、そこはどのようになってんのかという

ところはちょっと私もわからないところなんです。ただ、あれが公表していくべき、公表する必要がある書類だったら、やはりその時点でもう、担当者、係長、課長という決裁過程を経た流れには乗ってたはずとは推察できます。

●上脇委員 事件が起きたことで、公表するように何か市のほうで方針を変えたとか、何か特に条例を設けたとか、そういうなモーションありますか。

●上畑工務課長 ないですね。もともと、水道法の基準で、公表すべきものは公表してましたんで、当時から。だから、そのファイリングしてた井戸の水質検査という部分と年間通じて行ってる水質検査というのはまたちょっと性質が違う。21年の問題は、新たに開発をした井戸、新たに掘った井戸の水の状態がどういう状態なんかということを確認するための水質検査という位置づけになります。

もし仮に、そこで何らかの手を打つ必要がある水の状態であったら、その後整備をしていく浄水場でそれが対応できるような機能を持たせていくという流れになっていきますので、早速浄水場を整備する、計画を立てる、その参考資料ですよ、水質というのは。そのための水質検査ということ。

●元吉委員 あくまで参考資料だった。

●上畑工務課長 そうですね、その水の状態がわかって初めて、どういう処理をするのかというのが決まっていきますんで。

●大内委員長 資料を見せていただいて、私なりに結論つけたのは、この検査は、要するに井戸を掘る工事の中で、最初にくみ上げた水の検査をするというのが、工事の発注書というか、仕様書の中にそういう項目を入ってたから検査をしたということのようなんですけれども、そもそもそういう検査をする目的っていうのは、これも私の勝手な推測なんですけれども、もしそういう有害物、あるいは基準を超えるようなものが含まれてた場合に、それをなくするための設備とかそういうものをつけ加えないといけないということになりますので、そういう必要あるかどうかのための検査というふうに考えてよろしいんですか。

●上畑工務課長 そうですね。例えば井戸のそのくみ上げた水の中にヒ素とかっていうようなものが含まれてたら、それはもう井戸としては使えませんよ。ただ、今回のようにマンガンというのは非常に一般的に日本全国、特に井戸水なんか検出されるんですけど、そのマンガンなんかやったら浄水場で十分浄水できますので、そういったものの何が入ってるのかということを知るために、水質検査を要求をして、仕様書に明記をしていたという

今の委員長の解釈で……。

●大内委員長 それはそれでよろしんですかね。

●上畑工務課長 はい。

●大内委員長 ということは、その水質検査の表をファイリングした人は、そういう目的だということをご存じなかったということなんでしょうかね。それはご本人に聞いてみないとわかりませんよね。

●元吉委員 推測はどうですか。いずれ誰かがするだろうか、今しなくてもいいだろうでファイルしたのか、幾つかのその、今はファイルしたことそのものが問題となるから、なぜなんだになってしまうんですけど、ファイルをしてしまった人が事実いるわけなので、それをした事実から今度理由を考えてみた幾つかの推測はありますでしょうか。

●上畑工務課長 その件に関して、私も直接本人から話を聞いたことがないので、あくまで新聞等の報道ですとか百条委員会等での証言とかから聞く限りは、やはりもともと水がきれいという思い込み、本井戸を掘るまでに試験井戸を掘ってるんですけども、試験井戸のときには、非常に全ての項目で処理をするまでも水道部の基準に適応したような水が出てましたんで、水がきれいという思い込みから余り深く考えなかったんじゃないかなという。

●大内委員長 そうですね、百条委員会でかなりそのあたり追及されてるんですけども、納得のいくような答弁はないんです。

●元吉委員 追及がどうしても、なぜファイルしなかったのかのそのファイルに行ってますんですけど、私が、いろんな原因がある可能性があったとしたら、単にいつもぼうっとしてる人だったとか、ファイルさえすれば、別の人がその処理はしてくれたとか、そのほかの要件がもしかしてあるのかもしれないなど、重要なファイルをなぜ見なかったんだと言ってしまうと、そこにしか、いや、それは原因がわかりませんになってしまうんですけど、もっと日常生活全てにおいて考えれば、いろんな原因てありますよね。あり得るかなと思えば、そういう原因をお調べになる、ならなかった？

●大内委員長 思いは、推測しなかったということね。

●元吉委員 まず、推測は幾つか考えられるでしょうか。

それから、それをなぜこういうふうに聞かないんでしょうかといったらおかしいんですけど、そういう確かめ方をするっていう手立てはないんでしょうか。例えば極端な話ですけども、風邪をそれこそひいていてぼうっとしていたとか、いろんな理由ってあるわけ

ですよね。もしかしてそういうこともあるとしたら、いろいろ聞いてみてもいいのかなと。

●上畑工務課長 本人がぼうっとしてたかどうなのかというところまでわからないんですけど、あくまで、やはり自分が担当した仕事ですので、完結はしていくというのが仕事する上で常識ですんで、綴ってたら人が何とかしてくれるという感覚はなかったんじゃないかなとは思います。

●元吉委員 としたら、いつかしようと思っていたとか。

●上畑工務課長 だから、もう思い込みでしかなかったんじゃないかなという。

●元吉委員 基準値に入ってただろうという思い込みが一番強いんじゃないかという予測ですか。

●上畑工務課長 そういう思い込みしかなかったんじゃないかなと。はい。

●大内委員長 そうですかね。

●上脇委員 ただ、気になるのは、これ1人の問題じゃないんですよ。だって、上司が命令してるわけだから、上司は結果を聞いてもいいわけですよ、あれどうなったつつて。それも聞いてない。だから、ミスが1人じゃないんですよ、このケース。そういう意味でいうと、誰かが気づいておかしくないケースなのに、たまたまそういうのが重なっちゃうと、もうこれ、後々これはまずいことになるっていう結果がその後出てくるわけですよ。最終的にはこれ、言葉で言うと厳しいんですが、隠ぺいまでやっちゃうわけで、その出発点のところで、ミスを起こして、結果的に、ちょっともう公表するとまずいよねっていう間違った判断をしてしまう、ほんのちょっとのミスが大きなミスを生んでるケースなんですよ。そういう意味で言うと、担当者はたまたま思い込みがあったかもしれないけど、検査を命じた上司は何でチェックしなかったのかっていうのもわからないんですよ。そういうのを考えていくと、結局何らかの法的な根拠がないとだめなんですかと言いたいわけですよ。

●元吉委員 解決策としてですね、それはね。

●上脇委員 うん。法令上の根拠があって公表しないといけないっていうんだったら、もうそういうミスは起こらないっていうんだったら、そりゃ法律はなくても、条例で、場合によってはそういう公表を義務づけることによって、これを必ずお互いにチェックして公表しますっていう解決策もあるかもしれない。だけど、あえて飲み水になる前の前の段階だから、あえてそこまでしなくていいんだよっていうのであれば、それはそれでいいんで

すが、ところが大きな事件になってるわけなので、これをどう今後処理したらいいのかということもちょっとにらみながら、果たして今回の問題の原因は何なのかっていうのを知りたいんです。上司はなぜ、これまた推測になるかもしれませんが……。

●大内委員長 ご本人に聞かないといかんのやけども。

●上脇委員 そう。どうしてこうなったのか。

●元吉委員 推測して、さっき言われたみたいに推測として考えるならばどういうことが考えられるでしょうか。

●上畑工務課長 そうですね。やはり工事の場合、担当者が主任監督員、そして上司の係長が総括監督員という2名の体制で……。

●大内委員長 この件もそうです。

●上畑工務課長 はい。この件に関しても2名で監督を行ってます。総括監督員、上司の係長ですわね、というのは、やっぱり総合的にその工事なり業務を見て、抜け落ちがないかとかっていうことを見ていく必要があるんですけど、実際、その21年度のケースについて、そういうような抜け落ちがあったというところから推察すると、やはり担当者任せになってたんじゃないかなとは思いますが、それが、なぜそういう体制になったか、それは当時のほかの業務に忙殺されてなったのか、ちょっと組織のシステム上そうだったのか、そこまではちょっと私もわからないんですけど、想像としては、おそらく担当者任せになってたんじゃないかなと。で、確認ができてなかったんじゃないかなと思います。

●元吉委員 ということは、うまくいってても、うまくいってなくても、どちらにしろ担当者任せということですよ。

●上畑工務課長 人間関係ですか？うまくいくというのは。

●元吉委員 いえいえ。異常値があるということを把握するか把握してないかということも全て含め、担当者任せ。

●上畑工務課長 そうですね。

●元吉委員 言ってこなければうまくいってるんだというある種の担当者任せになっていた。

●上畑工務課長 はい。そうかもしれませんが、うまくいってるから言ってこないもんか、それとももう全く聞く気もなかったんか、そこまではわかりません。

●元吉委員 次起こるのは、担当者任せということがあったら、それがそのときのその案件だけだったのか、ほかの業務においても押しなべて担当者任せという仕事のやり方

になっていたのか、そういう少し推測をするとどうでしょうか。

●上畑工務課長　そうですね・・・。

●元吉委員　それか、その上司特有の任せ方だったのか。幾つかある、それも、担当者任せっていう中にも幾つか要素ありますよね、パターンがありますよね。本人がいないところで、推測で申し訳ないんですけど。

●大内委員長　すみません。これ係長も、その主幹、この方も水道長いんですよね、水道の関係は。そうでもなかったですかね。

●上畑工務課長　そうですね。当時の水道部の職員で言うたらベテランの側になる職員ですね。

●元吉委員　今お伺いしている理由は、担当者任せということがあったとした場合、次にそれを再発防止するとした場合、ほかの業務がともかく詰んでいて、あれもこれもは見切れないから、この業務については担当者任せだったんだとすれば、業務管理の全体をある種コンディショニングするという対策防止が必要です。そうではなくて、どんな業務であれ、ベテラン同士だし、僕もベテランだし、君も技術者だから、いいじゃないかというふうに、専門家任せというか、ある種担当者任せと、実務者任せというのが体質としてある種あるとしたら、そういう技術者が、逆に言うとベテランということによる過信みたいなものが原因であれば、またそれは違う対策防止が必要になるでしょうと思うんで、同じ担当者任せでも、少しその背景を推測していく必要があるのかなと思って、申し訳ないんですけど。

●上畑工務課長　そうですね、再発防止という観点からちょっと話をさせていただいたら、ちょっと質問の趣旨からずれるかもしれないんですけども。というのは、当時ちょっと私も全く水道部にいなかった人間ですんで、当時の状況、人間関係というところまではわからないんですけども、ただ、今の水道部のシステムとしては、やはり担当者、主任監督員、総括監督員がずっと現場を見ます、物が出来上がります、書類が受注者から提出されます、その提出された書類と現場とを持って入札検査室の検査を受けるという流れになるんですけども、入札検査室の検査受ける前段で、今はもう全ての書類、私が目を通して、それから検査を受けるというような流れにしています。そういった関係で、やはりその担当者任せになったり、2人の監督員だけで物事全てを、完了までの処理をしていくということではなく、やはり課長の目が通り、そうした上で検査を受けるという流れにしていますので、チェック機能は、当時のことを思えば加わってるというようなところで、再発防

止に向けたシステムづくりはしてると思うんです。そうして何重かのチェックを入れていないと。

●大内委員長 当時でも、その受注物ができ上がった時点では課長決裁というのがあったはずだと思うんですけれども、その当時のやり方と今現在とはやっぱり違うということですかね。

●上畑工務課長 どれだけのチェックをされていたかというのはわからないんですけども、チェックという部分で言う形骸化しない、効果のあるチェックといいますか。

●大内委員長 はいはい。きちっと目を通してチェックをされてると、今現在は、っていうことですね、課長がね。

●上畑工務課長 そうですね。根に持ってない場合は、担当者に確認をした上で、修正するところは修正させて上で検査を受けていくという流れで。

●大内委員長 そしたら、この事件みたいに、その原水の調査の検査票が抜けていれば、まず気がつくだろうということになりますかね。

●上畑工務課長 今のシステムでいくと。

●大内委員長 どういう書類がそろってるかというのは、項目がずっと書いてあって、それがそろってるかどうかチェックされるんで、原水の検査表がなければおそらく発見できていたで、今だったら発見できていただろうと、こういうことになりますか。

●上畑工務課長 そうですね。ただ、当時も井戸の水質検査の結果があって、それをベースに浄水場を考えていくので、当時も十分チェックはできていたんじゃないかなとは思いますが。

●元吉委員 システム上、さらにそこにもう一手間かけるシステム変更が要るものなのか。

●上畑工務課長 システム変更が要る、それぞれのやっぱり担当していく職員の責任感じゃないですけど、やっぱりその全てきちっと処理をするという意識が一番大事なのかなと思いますけども。

●元吉委員 今のご回答が正しく理解できてるかどうかに確認いただきたいんですけど、上司が全部中身もチェックしているから大丈夫ですという話ですか。

●上畑工務課長 いえいえ、上司がチェックをしなくても、その2人の監督員できちっといけば、そりゃ理想だと思いますけど、そこまでのことができて、最終上司のチェックが入るっていうのが理想だと思いますけど。

●大内委員長 ちょっと話違いますけど、いいですか。マンガンが基準より多かったということがわかってればというか、その係長とか課長とか、そういう水道部としてわかってれば、どんな対策を立てるんですか。マンガンを除去するための何かっていうのはするんですかね。

●上畑工務課長 井戸水のマンガンの値が高かったら、基本的には除マンガンという処理を行います。丹波市の場合、2種類の除マンガンの方式をとるんですけども、丹波市で多いのは、ろ過器の砂、井戸水をくみ上げて、前処理をして、ろ過器を通して処理をするんですけども、そのろ過器の砂を、マンガン砂と言いまして、普通の砂の表面にマンガンコーディングした砂を通すことによって、その井戸水に含まれたマンガンが吸着されていて除去されるという方法があるんですけども、マンガンが高いということになったらそういう方法で行っています。

●大内委員長 それは、浄水場のその構造そのものを変えるんじゃなくて、その浄化する砂だけを入れかえたらいいってことですか。

●上畑工務課長 そうですね、ちょっと一回資料を。

●大内委員長 ああ、すみません。いや、現に東芦田ですか、その水が使われてないということなので、マンガン除去するのに、その砂さえ、これ簡単なことかどうか知らないけど、入れかえて使えるんやったら、なんで今現実に利用できてないのかなと思って。それ、せっかくお金をかけたものが現に使われてないっていうのはなぜかなと思って、その辺からお聞きしたかったんです。

●上畑工務課長 今ちょっと事務局のほうでコピーとりに行ってもらってますんで、それを見ていただいたら、水のできるフローが載ってるんですけども、どこで除マンガンするのかというのを、ちょっとわかりやすいと思うんで。

●大内委員長 じゃあ、その間にほかのご質問あれば。

●北林委員 1点、よろしいですか。先ほどから、課長までの決裁云々とかいうことで話があったんですけども、水道部の以前の事務専決規程というのは、水質検査とか水圧点検というのは、専決者は課長さんだったと思うんですけど、それで重大な場合は部長さんまで報告が行くと、こういうことになってた、そういう規定だったと思うんですけども、その規定は、まだ今でもそのままというか、生きてるわけですか。いわゆる今回というか、一連のことによって、そのこの部分の規定をもう少し明確にするとかいうことは特段何もなさってないわけですか。

●上畑工務課長　そうですね。

●北林委員　何もさわってない。

●上畑工務課長　それ自体は、ないです。

●北林委員　ああ、そうなんですか。ほんなら、実質上、そのいわゆる水質検査、毎月の定期的な検査等々含めて、それは部長さんまでは今は上がってないわけなんですか。

●上畑工務課長　部長までは上がってないですね。

●北林委員　ほんなら、上がる場合は……。

●上畑工務課長　上がる場合は、あくまで異常値が……。

●北林委員　異常値が出た場合。

●上畑工務課長　はい。

●北林委員　その場合は、どっかにそういうこと書いてあるわけですか？そういう異常値が出た場合は部長まで上げるんですよというのは、何か規定とはいかなくとも、一つの目安というか、解釈というか、そういうな中で。いや、今課長さんが言われた、基準値よりは上がった場合はこうするというのは、それは何でそういう具合になってるわけですか、今言われたことの根拠ってというのは。

●上畑工務課長　そうですね、根拠、具体案がここに書いてありますよとかというものではないんですけども、やはりイレギュラーな数字については上司に報告をした上で、その対応を検討するという中で報告をしていくというところで、この決裁規程の中にこの場合は部長報告が必要ですよという規定はないんです。

●北林委員　でも、部長さんまで、例えば規程になってたらずっと上げるわけですよ。それは、ほんなら今のままだでも事足りると、こういうことなんですか。いわゆるその一連のいろいろなことあって、その検査の数値がいろいろあったわけなんですけれども、それでもやっぱりその部分っていうのは別にさわらんでもええわと、こういうことなんですか。

●上畑工務課長　今の決裁規程で載ってる水質検査というのは、あくまで、先ほども申し上げましたように、供用開始、実際使ってる井戸ですとか浄水場から出て蛇口から出る水についての水質検査という決裁規程になっております。今回濁水を起こした平成21年当時の水質検査というのは、あれは供用開始するまでの開発段階の水質検査ですので、このマンガンの話があったから水質検査の決裁規程を変えるということではないんじゃないかなと。

●北林委員 うん、なるほど。ちょっと問題はまた別やと、こういう話ですね。

●上畑工務課長 そうです。

●北林委員 そうですか。

●上畑工務課長 人が口に入れる、その水に対しての安全性という部分を飲まれてる方にお示しするというための水質検査が定期的水質検査になりますので、それと、この東芦田新水源の開発当時の水質検査とはまたちょっと性質が違うというふうにご理解いただけたらと思うんです。

●北林委員 そしたら、今回夏に大きな集中豪雨が来て、浄水場なんかもいろいろな被害を受けたりとかされとる思うんですけども、そのときも、やっぱり検査っていうのはされてると思うんですよね、必要に応じてね。それなんかは、いわゆるその数値が、いわゆる基準内であった場合は、そりゃもう部長さんに報告はしないというふうになるん、形上は。

●上畑工務課長 今回の場合、被害を受けた浄水場というふうな言われたんですけど、丹波市のほうは……。

●北林委員 いや、受けてるかどうかっていうのは詳しく知らないんですよ。ただ、おそろくいろんな点で被害は出てきたんじゃないかなとか、あるいはいろいろな水質についても問題が生じたんじゃないかなというような想定のもとなんですけどね。

●上畑工務課長 実際、2カ所の浄水場で被害がありまして、もう水をつくることができなくなりました。それは、もう土砂に埋まってしまって。そういった場合は、新たな水源を確保するとか、浄水方法を変えるとかというようなことが必要になりますんで、その場合は、部長への報告というよりも、もうそもそもの健康福祉事務所通じて国への届出をしていかないとならないので、その届出の過程では、やはり部長等も決裁をしますんで、水質検査もつきますんで。それと、前段で、その書類をつくるまでにはやはりいろんな相談はしますけど。

●北林委員 はい、すみません。

●大内委員長 いいですか。

●北林委員 はい。

●大内委員長 じゃあ、ちょっと途中になりましたけれども、ご説明。

●上畑工務課長 すみません。今、お配りをさせていただいたのが、実際井戸から水をくみ上げて各家庭へ行く流れになっております。左の下に井戸、②のところがあって、井戸

から水をくみ上げて、①の急速ろ過器と、左の上のところ、急速ろ過器というところを通して水をろ過するんですけども、その急速ろ過器の中に茶色い色が塗ってあると思うんですけど、そこが砂なんです。その砂をマンガン砂と呼ばれる砂に入れかえるという作業によってマンガンは除去されますと。そこで除去したやつを、具体的に言ったら、6番の紫外線ユニットを通して浄水池へ入って、そこからポンプで送られてくという流れになるんですけど。だから、除マンガンはどこでするのかというと、1番の急速ろ過器のその茶色のところ、その砂を除マンガン機能のあるマンガン砂に入れかえるという作業になります。

●大内委員長 そうすると、マンガン値が高かったからといって、そのろ過器っていうか、浄水池のほうのろ過装置などを設計変更するという必要はないわけですね。

●上畑工務課長 その値、やはり値……。

●大内委員長 値による。

●上畑工務課長 はい、そうですね。例えば余りにも高い値でしたら、その2番の井戸のどこからずっと、フロー図で言うと凝集沈殿槽とあって、ちょうど真ん中ぐらいにあるんですけど、そこで一旦荒物を落とす処理が必要になってきますんで、数値によってはその改造とかいうことも必要になる可能性があります。あくまでその数値に応じた処理の仕方をしなければ、過剰な設備になる可能性もありますので。

●大内委員長 井戸の水のマンガン値っていうのは状況によってかなり変化するもんなんですかね。

●上畑工務課長 井戸によるかと思うんです。

●大内委員長 本件に関して言えばどうでしょう。その後も検査してらっしゃるのかな。

●上畑工務課長 ずっと継続して数値は見てきております。最近なんですけど、その濁水を送水した当時はかなり高い値だったんですけども、約1年前ぐらいからは比較的低い値で落ちついてきてます。

●大内委員長 具体的には幾らですか。

●上畑工務課長 すみません、0.1台。

●大内委員長 0.1台になりました。

●上畑工務課長 そうです。0.11とか0.15とか1.9とかと思います。

●大内委員長 0.09が基準でしたっけ。

●上畑工務課長 0.05。

●大内委員長 0.05でしたっけ。まあ、でも10倍もあったというときから比べればね。

●上畑工務課長 今回のこの東芦田の井戸は、深井戸と言って、不透水層よりもさらに下の水をくみ上げてますんで、その層っていうのは比較的いろんな外的要因に影響されにくい水質です。

●大内委員長 はいはい、じゃあ雨が降っても影響があるようなところよね。

●上畑工務課長 そうです。伏流水とか表面層でとった井戸っていうのは雨とかいろんなものに影響されやすいんですけど、この井戸というか、深井戸と呼ばれる部分は影響を受けにくい水質です。

●大内委員長 集中豪雨でかなり被害を受けたということなんですけれども、じゃあ今後のその丹波市の水道計画っていうのかな、本件の事故やらいろいろあって、ちょっと途中でストップしたような、市長がもうとりあえず凍結するというふうなお話があって、その後集中豪雨ということなんですけれども、今後の見通しとしてはどんな感じなんでしょう。

●上畑工務課長 市長が一旦立ちどまって考えるというふうな話をした部分については、この東芦田の新水源を使って供給していくという部分については立ちどまって考えてるという時間を持つということで事業はとまってるんですけど、丹波市全体を見渡したときの水道事業の統合整備事業という部分は事業として動いてきております。

●大内委員長 やっぱ集中豪雨等で被害もあったけれども、当初の計画、できるだけ当初の計画どおり、もともと水が不足する地域があったんですよ。

●上畑工務課長 はい。それともう一つ、丹波市の水道の統合事業の考え方として、丹波市の場合、非常に小さい規模で、山の溪流を直接受けた浄水場というのが数多く存在しています。やはり山の溪流というのは、もう降雨量によって左右されたり……。

●大内委員長 安定供給ができないということじゃね。

●上畑工務課長 うん、安定的な供給ができないと。それをやはり廃止して統合していくというような事業ですので、それについてはこの事業とは別に進めております。今回やはり災害で被災したのも、そういう小規模な浄水場が壊滅的な被害を受けましたので、やはりそれについては早く整備することによって市民に安定的に水の供給ができるようになるんじゃないかということで、事業は進めてきております。

●大内委員長 もう事業も最終段階にたしか入ってたところですよ。26年度で完成で

きなくって1年延びたとか、そんな感じで集中豪雨があったと思うんですけども。大体、そしたら27年度とかに完成予定ですか。少し延びております？

●上畑工務課長 そうですね、延びる可能性もあります。というのは、やはり災害復旧にあわせて管路を復旧していくような箇所もありますので。

●大内委員長 でも、大筋は変わってないということですね。

●上畑工務課長 はい、そうですね。27年度中に完了していきたいというところです。

●大内委員長 何か私ばかり質問してて申し訳ないんですけど、もう一つだけ、じゃあお聞きしたいんですけども、この前のときに資料として出していただいた最後の資料ですが、水道水質管理マニュアル、これ県のほうからのモデルマニュアルといたらあれだけど、そういうものですよ。

●上畑工務課長 そうですね。

●大内委員長 これは26年度4月の分を出していただいているんですが、それ以前、いつごろからこういうマニュアルを使って管理してらしたんでしょうか。本件の21年当時もこういうマニュアルで管理してたということなんでしょうか。

●上畑工務課長 はい。ちょうど21年の4月にマニュアルが一部改定されております。

●大内委員長 21年の4月に改定があって。

●上畑工務課長 はい、一部改定をされております。検査項目が増えたりというようなところで一部改定されておりますけども、もともと16年3月という日付、ご確認いただいていると思うんですけども、以前からこの水質管理マニュアルというものをベースにして、丹波市としても水質検査の計画を立てて検査を行ってきております。

●大内委員長 水質検査の係というのは、工務部じゃなくて、施設課？

●上畑工務課長 工務課の施設係です。

●大内委員長 ごめんなさい、工務課の施設係がやってらしたんですね。じゃあ、施設係の職員の方はこういうマニュアルを熟知してるというふうに考えていいんでしょうか。それとも、その水質の係が熟知してればいいということなんでしょうか。

●上畑工務課長 いや、もう基本的にはやはり、担当者とか施設係とかということじゃなくて、やはり水に携わる者はある程度理解をしておくということが必要じゃないかなと思います。ただ、やはり経験の長い、浅いによっては熟度は違うかと思いますけども。

●大内委員長 じゃあ、一応水道部の方は、こういうものがあるということと、一度や二度は見たことがあるということになりますか。

- 上畑工務課長 あるはずです。
- 大内委員長 あるはず、はい。研修みたいなことはされますか？
- 上畑工務課長 研修？
- 大内委員長 うん。水道、例えば水質の管理についてとか。
- 上畑工務課長 ちょうど水道部では今年から定期で課内会議を行ってるんですけど、その中でテーマも決めて、会議とあわせて研修をしてきていまして、来月の研修のテーマが、水質の管理という部分についての研修テーマで行う予定にしています。
- 大内委員長 実際、具体的にはこの水質管理マニュアルというのは水道部のどこにあるんですか。たくさん至るところに置いてあるのか、こういう文書のファイルにあるとか、そういう、具体的にはどんなものですかね。
- 上畑工務課長 施設系の背面ロッカーのところに、もうすぐに……。
- 大内委員長 常備してる。
- 上畑工務課長 はい。状態であります。この水道部の、これ水質検査計画っていう、これはもうホームページに掲載しておりますんで、もうどの職員もいつでも見れる状態です。
- 上脇委員 確認なんですが、このマニュアルによると、原水の検査の結果については健康福祉事務所に写しを提出することになってるんですが、この場合の原水については井戸水の場合も含んでいるっていう理解になるんですか。先ほどの……。
- 上畑工務課長 丹波市の場合でしたら、井戸とか、ダムから取水してるところもあるんですけども、それも含めて、供用開始実際にしてる水源と蛇口の部分とについてはもう全て水質検査をして、その結果は健康福祉事務所に写しを提出しています。だから、浄水も原水も。
- 上脇委員 そうすると、当時ファイルにとじたままっていうのは……。
- 上畑工務課長 当時ファイルでとじたままというのは、先ほども申しあげましたように、健康福祉事務所へ提出する必要がある結果というのは、あくまで供用開始をした取水している井戸とかそういうものと蛇口の部分で……。
- 元吉委員 これは別っていうことですか。ここで行われる全ての原水を対象とした検索は別。
- 上畑工務課長 別です。あくまで開発段階での水質検査ですんで。
- 上脇委員 ここで言う原水ではなくてということですか。

●上畑工務課長 ではないです。

●上脇委員 そうすると……。

●上畑工務課長 最終的に施設が全て出来上がって、実際に供用開始をします。その供用開始をするまでに、その原水の結果とか浄水の結果とか、結果書をつけて届出をして、それから実際蛇口から水が出るようになっていきますんで、ファイリングをされていたというのは、その時点で届出をする必要がないんじゃないじゃなくて、最終的に供用開始をする時点で必要になる書類。

●元吉委員 ということは、この原水が最後に蛇口から出ることがわかったとき原水として扱われるということですよ。

●上脇委員 そういう意味ですね。

●上畑工務課長 そういうことです。

●元吉委員 それがない、まだ開発途上の段階は、その原水扱いにはならない。

●上脇委員 なってない。

●元吉委員 そういうことじゃ。

●上脇委員 わからないな。

●大内委員長 だから、このマニュアルの対象ではないわけやけど。

●上脇委員 ないということですよ。

●上畑工務課長 例えばあれは21年に井戸開発しているんですけども、仮に供用開始が今年だとしたら、その間の22年とか23年とか24年とかいうのは、別に水質検査はしなくても問題はないと。そういうことです。どんな状態から知りたいから検査をするということはしたとしても、それは義務づけられた検査ではないということです。

●元吉委員 じゃあ、本当は何が問題だったん、ここは。

●上畑工務課長 結構ふだんの水質検査とファイリングしたもののがごっちゃになっている。

●元吉委員 だとしたら、さっきのきれいだと思い込んでファイルしたっていう話が、そんなに問題だったのかっていう話ではなくて、途中で何かちゃんと見つかって、その時点で明らかになっていれば、そこまで問題にされなかった可能性があるということですよ。本来は、その時点でもちろん届出を……。

●上畑工務課長 「ね」と言われても。

●元吉委員 「ね」と言われても困る。いや、というのは……。

●大内委員長 いや、これ濁水出さなかったら全然問題なしでスルーしてた可能性あるね。

●元吉委員 もし濁水であったとしても、そのしばらくタイムラグが、ファイルしたその時点でなかったとしても、遅かれ早かれという段階で誰かが見つけ、そのことをちゃんとカバーしているなら、そこまで……。

●大内委員長 だから濁水が出てからしか探さなかったんだ、ね。

●元吉委員 ああ、そうか。それ、出ちゃったからだ。

●大内委員長 出たから、何かないかといって探したわけ。

●元吉委員 ああ、その段階では問題じゃなくて、こっちまで来たから問題になった。

●大内委員長 だから、濁水さえ出なければスルーしてたかも。

●元吉委員 どこでどうやって気づいたらよかったかということですね。

●上畑工務課長 どこで気がつくかといえば、やはりそのファイリングした時点から、そういう数字であるという認識のもとで浄水場の整備を行ってたら問題がなかったんじゃないかなと思います。

●上脇委員 結構ベテランの方だったっていう話ですよ。検査についてはその業者さんから連絡があるのが慣例みたいな話も何か一部出ていたように思うんですが。

●大内委員長 検査というのは、その原水なり浄水なりを業者に検査を依頼しますけれども、その検査の結果が、異常値が出れば必ず電話で報告しますと、業者さんはそう言うてるんですよ。そうなんですか。

●上畑工務課長 ええと……。

●大内委員長 そういう、ああ、そうか、まだ日が浅いからそういうご経験ないかな。

●上畑工務課長 いえいえ、そこも多分百条委員会の記録で。

●大内委員長 そうそう、そこでも議論になってたところ。

●上畑工務課長 なったんじゃないか思うんですけど、あの議論なんですけど、当時、丹波市の仕様書では、異常値が出たときに報告してきなさいよということは書かれてないんです。ただ、その受注業者の検査機関のあり方としたら、異常値が出たときにはまず一報を入れるというのは自分ところのスタイルだから、そういうことをしたと思います。ただ、証言された方は、実際の担当者ではなしに、当時の担当者もうやめられてますんで。

●大内委員長 したはずですよっていうふうなことやね。

●元吉委員 したと思いますなんです。

- 上畑工務課長 当時の会社のやり方としてはしてるはずですよという証言でした。
- 上脇委員 専門家の方であれば、その結果、ぱっと通常見たらわかるんですよね。
- 大内委員長 わかるでしょう。素人でもわかるもん。
- 上脇委員 あれ、見てないっていう証言なんですけど、余り記憶が定かでなかった。
- 大内委員長 そうです、見てない、ちょっと見たかもしれませんが、こう証言は変遷してるけど、余り追及されたんで。
- 上脇委員 うん。そのあたりですよ。ぱっと見てたら異常に気づくわけですね、そういう長年やってる方だったら。
- 上畑工務課長 そうですね、やはり数字をそれぞれ、一つ一つの数字を目で追っかけていけば、ああ、この値は高いなとかというのは、気づくはずですよ。
- 大内委員長 所見に書いてある、これマンガンと鉄以外は基準値以下だと書いてあって……。
- 上脇委員 そうですよ。
- 大内委員長 だから、マンガンと鉄は基準値を超えてるという意味ですけども。
- 上畑工務課長 ああ、21年の水質検査の結果ですね。
- 大内委員長 そう書いてあったらしいですね。

私、もう一つ疑問に思うのは、これ24年にその東芦田の水を浄水場のほうに流す、そういう作業をされてるでしょう。ということは、この当時、じゃあ東芦田水源の水をもうブレンドして配水する、各家庭に送るという計画が既にできていたんですかね、ご存じでしょうかね。いつそれをするんだというのがあったから、現場へ行って水道管洗ったり、試しに混ぜてみようかとかいうふうにされたんだと思うんですが、そしたら全体的な進行として、いついつブレンドして、もう配水するというふうな計画があったんじゃないかと思うんですが、それを、ちょっと資料をどこ探しても、そういう計画がありましたとか、いつからどうこうしますっていうのがなかったんですけど、ご存じでしょうかね。

- 上畑工務課長 おそらく、例えば9月1日から送るとか、10月1日から送るとかという期限はなかったと思います。逆に、そういう作業をやっていって、手順を踏んで、水質も確認をした上で、異常がなければ、次は健康福祉事務所へ届出を出して、そして送水していくという流れになりますんで。

●大内委員長 じゃあ、現場が先行したわけね。とにかくやってみて問題ありませんでした、そしたら送るようにしてくださいって、下から上げていくようなシステムですか。シ

ステムと言うとおかしいけど、この件はそうなんだろうか。

●上畑工務課長 そうして送水するための準備段階の作業をしてるんですけど……。

●大内委員長 じゃあ、いつごろに準備をなさいますとか、いつごろからブレンドして送りましょうとか、そういうのはなかったんですかね、特には。

●上畑工務課長 おそらく期限はなかったと思います。

●大内委員長 いや、だけど組織として……。

●上脇委員 要するに逆算して行って、順番にやっていくんじゃないくて、検査をやってっていう、その延長上に流していくという、そういう計画なの？

●上畑工務課長 そうですね。施設ができます、管路もできます、井戸もできました、全ての送れる材料が調いました、じゃあ管を洗いましょう、一度混ぜてみましょう、そして水質も見てみましょう、問題なければ届出を出して送っていきましょうという、そういう作業の積み重ね。

●大内委員長 うん。ということは、いや、でもそれはスケジュール表がなかったら、現場主導ということですか、現場いうか担当者主導、現場主導ということだったんですかね。

●上畑工務課長 当時の記録を見る限り、担当者主導で動いてたと。

●大内委員長 そういうことやね。ずっと資料見ても、そういう、いつまでに何をして、何をして、何をしてとかいう計画があったようには全く見受けられなかったんで、じゃあ現場っていうか、担当者がどんどこどんどこ進めて行って、じゃあもう大丈夫ですから、さあ、やりましょうっていうような、逆に下から上がっていった感じあったんですけど、そうであろうということやね。

●上畑工務課長 そうですね。おそらくそうではないかなと。ただ、全ての施設が完成しなければ、そういう準備段階もできませんので。

●大内委員長 もう完成してた段階ですよ、ここはね、もう。少なくとも……。

●上畑工務課長 24年の8月ごろに。

●大内委員長 24年の8月、できてましたよね。

●上畑工務課長 はい。できたんで、管路等洗管作業したりというような作業をしたんだと思います。

●北林委員 「たら」の話で申し訳ないんですけども、例えば今だったら、今仮に同じようなことをやるとするならば、そりゃ手続的にはどうなるんですか？今の話では、その当

時では、いわゆる担当のほうの一連の流れの中でやりましたよと、結果として起こったことがそれなりに大きなことなんですけども、こういうことなんですけれども、同じようなことで今やるとすると、今は手続上は何か変わったところはあるわけですか。形上は結局同じことになるわけですか。

●大内委員長 今、もう工事がないですよ、ほとんどね。現実には。

●北林委員 そりゃめったにない話ですから。そんな……。

●上畑工務課長 形上というか、流れは一緒だと思うんです。物をつくって、試運転をして、いろんな法的な事柄をクリアして、届出を出して、供用開始をしていくという流れは当時も今も変わらないとは思いますが。

ただ、やはりその準備段階の作業というような部分で、やはり一担当者の判断でやっていくんじゃなくて、今やるとすれば、組織的な判断をしながら流れはしていくんじゃないかなとは思いますが。

●北林委員 ある種危機管理の分野から見たときにどうされるんですかねというようなことかも知れないけど。

●大内委員長 いや、供用開始の目標とかないですね。あったら、急いでやらないかんいうことで現場がやったのかなと思ったけど、そうでもない。

●上畑工務課長 やっぱ新しい施設というか、より安全な水を送るためにつくった浄水場ですので、やはり早く供用開始をしていくという部分が、安全で安心な水をお配りするという意味では必要なことですので、やはり早く供用開始をしたいという思いはあったと思います。ただそれが、よく道路のように、何月何日開通式とポンと出てくる、そんなものとは違いますので、いつまでという日の制約まではなかったと思います。

●北林委員 あと、もう一つ。水道技術管理者という方が、なられる方がちょっとおかわりになったようなことも聞いとるんですけども、そのかわられて、これも間違ってるかもわかりません、その方のポストというか、その水道部内における位置づけがちょっと上がりましたよというふうなことも聞いた記憶あるんですけども、そのかわられて、何か変わってきたようなことがありますか？具体的に。例えば、報告、連絡あるいは実際の検査とか、現地のほうへ行く何かとか、こういう指導があったとか、それによって何かちょっとこういう点でも変わってきとるのは見えてきます、あるいは中身はやってることは変わらないから、そんなに人がちょっとポストが上がってもそんなに変わらないもんですよと、こういうことなんか。まだ短い期間ですから、おそらくはそんなにどうこうというこ

とはないかも知れないんですけれども。

●上畑工務課長　そうですね、以前は、主幹という役職というか、職員が水道技術管理者であったのが、この4月から係長という監督職の者を水道技術管理者にしております。そういった部分で、監督職として指導、助言もできるという立場になっておりますので、そういった意味で、一つの係だけとかということじゃなくて、横断的に発言ができる位置づけにはなっております。

また、やはり相談をする際にも、やはり水道技術管理者交えた相談を、必要な場合は相談をしたりというようなことで、その水道技術管理者としての助言いうのも出せるような位置づけになってきたんじゃないかなと思います。

●元吉委員　それとも横断的というのは、水道部内で？

●上畑工務課長　水道部内です。

●元吉委員　部内の横断的立場として。

●上畑工務課長　そうですね。あくまで水道事業の技術管理者です。

●元吉委員　外にも顔がきくとかあるのかなと思って。すみません。さっきおっしゃったことに少し戻って申し訳ないんですが、今後の再発防止の対策をしていますとおっしゃった、上司がしっかりそれを中身まで見ると言われたことは、防止策っていうのは、必ずしも私は検査を増やすことでは、関与を増やすっていうことが適切とは思ってないんです。本来の体制がきちっととれるように環境をつくるという対策の仕方があると思っていて、検査の無駄っていうのも発生するので、その手順でそこに人がいっぱいかかって、またそこに過重の手間をかけていくと、ほかの業務が結局またおろそかになってくるしわ寄せもあり得るので、さっきおっしゃられた対策は、適切ないわゆる負荷の増加というふうに判断されますか。

●上畑工務課長　部下の？

●元吉委員　負荷。新たに目をかけるとするか、チェックをしっかりとっておっしゃられたのは適切な機能だと思われますか。それとも、今回再発を防止しろと言われたので、ここまでやればいいでしょうという、網目をさらに増やすという行為を仕方なくしているってことなのか。

●上畑工務課長　私の考えとしたら、あくまで水道部の職員、工務課の職員の人材育成も兼ねた部分で、そうして書類を見ることによってそういう指導助言もしていけますので、そういう人材育成も兼ねた一環だと思ってやっております。その中でチェックもできる、

またアドバイスもできる。

●元吉委員 単にチェックという意味だけでなく、そういう意味があるから適切だと判断されているということですね。

●上畑工務課長 そうですね。例えば、こういう書類はこういう観点で見たらまた違う見方ができるよということも、きちっとその書類を見ながらアドバイスできますんで。結果、フセンだけつけて返すという、そういうことでなくて。

●大内委員長 さあ、どうでしょう。もう3時近くなっちゃってますんですけども、余りあと詳しくお聞きする機会はないと思いますので、あと何かございませんでしょうか、今ここで。どうしても聞き忘れたということがあったら、また事務局通じてお聞きすることがあるかもしれませんけれども、それはご容赦くださいませ。

●北林委員 ちょっとすみません。

●大内委員長 はいはい。

●北林委員 住民との話し合いのことなんですけど、今、その浄水場等含めて、その水道部の中でいろいろ争点になってることっていうのは何かあるんですか、現時点で。争点といたらおかしいですけど、こういうことについて今話をしておりますというんですかね、中身として。

●上畑工務課長 話をしておりますといいですか、この東芦田の新水源で、含んだ水によって濁水が発生したと。その後、地元の要望書ですとかそういったものを受けて、今年の1月、市長が一旦立ちどまって考えるというようなことを地元のほうに説明をして、立ちどまった状態だったんですけど、9月議会で、この井戸については廃止は考えてないよというようなことを答弁しましたんで、その答弁を受けて、市長はこういう思いですと、廃止は考えてないと、ただ具体的な使い方はこれから説明させてもらいますよというような話を今地元としている段階です。地元といいましても、地域の代表の方、地域の自治組織の代表の方とのお話ですね。

●大内委員長 いかがでしょうか。特に今の段階ではご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 それじゃ、どうも長時間ありがとうございました。いろいろ参考になりました。お仕事もあると思いますので、これで。どうもありがとうございました。

〔休憩〕

●大内委員長 それじゃ、再開いたします。

水道については、もうかなり質問出ささせていただきましたけれども、もしどうしても聞き忘れたっていうふうなことがあれば、またメールで事務局のほうに連絡していただいて、お答えがいただけるものはいただいてもらうということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 そしたら、最初に戻りまして、アンケート結果についてということで、一応このアンケートは、記名式でアンケートに応じていただきまして、内容については、市のほうに情報提供する前提でお答えいただいたということではあるんですけども。

事務局のほうからちょっと聞かれたんですが、どういう形で市のほうに情報提供するか、それは中身をまず分析してからの話かなとも思うんですけども、現段階で何かご意見があればお聞きしておきたいと思います。

何らかの形で情報提供させていただかないといけないと思うんですけども、どんな形ですか、現段階では、一応事務局のほうで全ての回答をA3・18ページでまとめているんですが、これをそのまま提供するか、それとも委員会で十分中身検討した上で、分析的なものを施した上で提供するかということについてはいかがでしょうか。まだ現段階ではそこまでの判断もできないということでしょうか。

内容について、皆さんの感想なりお聞きした上で、最後にそれについて判断しようかと思ってるんですけども、ちょっと時間的な制約ありまして、先にお帰りになるかもしれないので、もし何か今ご意見があればお聞きしておきますが。

●北林委員 すみません。いや、僕の感想というか、印象というか、皆さん記名式にもかかわらず、案外書いておられるんだなという気がしたということと、それで一番注目したところは、この消防本部、水道部以外の部課で不祥事の可能性についてということの問いがあるんですけども、この集計では3番に入ってるんですけども、それで、イに回答した人は、これ42人で52%なんですよね。要は、イというのは何かというと、他の部課でも起こり得ることだと、消防や水道以外でもね。これを過半数の方があったというのは、この数字というは1つ、どういう意味があるのかなと、こういうのは検討する必要があるのかなと。私としては、半分以上の人がこの部課に起こると皆さん思っておられるんだなと思うんですよね。

それはなぜかなと、次にこう思うんですけども、他の部課で起こり得ることなんだと、それはなぜなんですかというときに、そこの部分というのは、ちょっとこれこれなんですよというのは、もう一つ次の答えとしては大分いろんな面から検討せえへんかったら

出てけえへんのかなという気がするんですよね。だから、その部分について、この資料か、答えをいただいたところから1つは推計するということと、今までの、1年間通じてやってきた中から、これはまだこういう部分があるんじゃないですかというようなことを推計するとか、そこの部分というのは委員としてもちょっと分析する必要があるのかなという気はしました。

それで、これを当局のほうに云々というのは、やっぱり最初のアンケートの、その委員長名で出されるときにも市当局に云々ということで書いてますので、ある程度、ここに集計していただいてるやつをもう少し詳しくということもあると思うんですけど、基本はもうこれ、私は現時点ではこれ全部出してもいいのかなと、こう思ってます。ほんで、これをどういう格好でこの委員会の最終報告の中に載せるかということは、1つは、いろんなところにちりばめて出すという方法もあれば、こういうアンケートやりました、その結果についてはこういうことでこうだったですよっていう、それで1つの項目を設けてやる方法があるのかなと思います。これは、やはりちょっと長期にわたっても、市のほうでも活用しようと思うたらできる内容のことではないかなというような感じはします。

●大内委員長 そうですね。じゃあ、とりあえず皆さんのご感想とか、ざっと目を通された第一印象的なものからお伺いしましょうか。順番はどちらでもよろしいので。

私は、正直なところ、全てに目を通してはありませんで、ざっとした印象しか今のところは語れないんですけども。いかがでしょうか。

じゃあ、元吉委員のほうからお願いできますか。

●元吉委員 かいつまんだ感想で申し訳ない、まだ私も十分ではないんですけども。

それぞれに回答の中身には差が見られるなっていうことは、よくよく具体的に書いていただいてる方と、精神論的に書いてらっしゃる方の感じがするので、精神論的に書かれた方はこの後どうするのかなということを少し疑問に感じながら読ませていただきました。具体的に書いてらっしゃる方は、とてもある意味行動という意味で起こっているなということが感じられたので、そういう、逆に言うと、組織ってそういうもんだろうなと思えば、具体的にこうやって着実に行動している方と、その精神論で済ませてる方がいらっしゃれば、それをうまくやっぱり、このばらばらであることを活かして、ほっとくこのばらばらのままでしょうが、具体的な方の情報がやっぱり、気持ちはあるけれどまだ行動としてどうしていいかわからない方に伝わり、その方が、また次のちゃんとした行動を起こしながら、またその人の行動をもってほかの人の行動につながるという、やっぱりいかに

この相互作用を起こすかっていうのが課題なんだろうなと1つは思われました。

もう一つは、自分の部署、随意契約のところは、ほとんどが最安値にしてると書かれてませんでした？「あなたのところは随意契約の変更をしましたか」ということと、「最安値以外に行っている場合はその理由を述べてください」と。随意契約というのは、本来最安値でなければいけないわけではないので、私は、もっと普通に、いや、そういう適用除外もあるものですという返事が堂々と書いていただければ、それはそれでいいと思ってたんですけども、皆さんなぜか過剰に、萎縮してらっしゃるのか、いやいや、うちは最安値でやっていますというふうにご回答いただくことが多かったので、ちょっと。

●大内委員長 そうですね、最安値っていうのが……。

●元吉委員 随意契約の意味があるのか、これでっていう感じがするんですが。何なんだろうなという、少し疑問を感じましたね。

あと3つ目は、最後ですけども、これ、私たちがこのまま分析をするという一つのやり方もあるんですが、これを不正事務処理委員会だったり、また管理職の方たちは、ご自身で見て、自分たちのあり方をどう思われるのかなという次の意見を聞いてみたいです。

●大内委員長 ありがとうございます。

じゃあ、安藤委員。

●安藤委員 私もざっと見ただけなんです。やっぱり何か随契で、1人で立ち会って開封したことがありますかっていう回答で、全くないというわけではなくって、ところどころ1人だけで開封してるのがあるんだなというのはわかったのはそれなりにですね。

あと、水道部の不祥事に関して、工事や委託業務は完成していないけれども、完成見込みで検査を受けておられますかというようなところで、無回答とかという人がおるんですけども、無回答というのは、それはどういうふうになるのかなと、ある意味勘ぐってしまうんですが、本当はあるんだけど、書いてしまうと、記名式なんで、後から何かおとがめがあつたら怖いからという意味で書いてるのか、あるいはただ単に書きたくないのか、本当に知らないのか、ちょっとわからないけれども、何か、何も書いていないいろんな意味でとられてしまうのはちょっと気にはなりました。

●大内委員長 無回答が確かにありましたね。

●安藤委員 市に提供する場合に、これが記名式、お名前を出してもこれはいいかどうかという、ちょっとあるのかなという。

●大内委員長 うん、だから資料として提供するときが一番気になるのは、ただ部署ごと

にやってるからね、おのずとわかる人にはわかるんでしょうけどね。

はい、上脇先生、いかがでしょうか。

●上脇委員 回答について、僕、ひょっとすると似たような回答が横並びで出てくるかなと思ってたんですが、逆に余りそういうのがなかったんで、言い方ちょっと語弊があるかもしれませんが、相談して書いてるわけじゃないんだなっていうのがわかっただけでちょっとほっとしてます。というのも、この手のやつって、相談されると意味がなくなっちゃうので、本音のところがなかなかわからないとまずいのです。そういう意味では、一定程度、皆さん責任を持って回答していただいているのかな。ただし、今もあったように、回答いただいてない部分もありますので、我々がそこをどう受けとめるのかっていうのがこのアンケートに対する使い方の問題かなと。我々としても、これをどうやって使いこなすのかなっていうのがちょっと気にはなっています。

あと、先ほど北林委員からもあったんですが、他の部署でも起こり得ることだったので、その水道の事案とか消防の事案について、一定程度こういう回答で、先ほども言われたけども、50%超えてるんですよ。そういう意味で言うと、この問題を水道・消防だけの問題ではないというふうに思っておられるんだったら、それをどうやって自分たちの部署で活かしていくか、そういう意識をどっか可能性としては持っていたらいいのかなと。それがあれば、我々の提言もそれなりの意味があるかなと。もし、これもうほかの部署の問題で、水道とか消防だけの問題だよっていうことになっちゃうと、おそらく提言出してもなかなか聞いてもらえないかなと思うんですけど、その点では、我々の意味もあるかなっていうふうに思っています。

あと、あなたの部課の職員はちゃんと法令遵守してますかっていうところの質問があるんだけど、それについて、熟知してるかどうかよくわかんない、場合によっては遵守できていない場合もあるとか、あとわからないところを相談してるかどうかとか、そういう回答が結構あったので、自分で思い込みで好き勝手にやるわけではないところがあるので、その点では救いがあるのかなと。ただし、今日お昼もあったんですが、みんなで決めればいいっていう方向になっちゃうと、これはこれで問題です。おそろくこの点もどう読んでいくのか、僕もちょっと気にはなってます。いい意味で受け取ったらいいのか、今日お昼の話、ちょっと聞く前には僕も、来るときと、あのお昼の話を聞いてから、ちょっと僕も複雑な心境になっちゃって、あの話を聞いて、ちょっと逆に不安になってるんですが、管理職の方々がどれだけ責任感持って仕事をやってもらえるのかについては、僕もち

よっとこの数字を見て揺れ動いてます。その点には、ちょっと意見交換、皆さんちょっとしたほうがいいのかなと思っております。大体そんな感じです。

●大内委員長 はい、ありがとうございます。私も全部に目を通さなくて、私自身で重要かなと思うところだけちゃっちゃっちゃっと拾い読みをさせていただいたんですけれども、やっぱり気になる場所は何点かその中でもありますね。特に、何ていいますか、見込み支払い、工事完成してないのに、いずれ完成するだろうっていうことで払っちゃったことがありますかというふうな中で、そんなことがありますとまずは書いてくれないだろうと思ってたんですけれども、旧町時代にあるというのが2つありましたわね、たしか。私見落としてるかもしれない、私が見た限りでは2つありました。それから、旧町時代のそういうときのものを引きずってるっていうのは、一番最後の質問に対してもある程度ありました。だから、やっぱりそれはそれなりに予測というか、推測してたことがやっぱりあったのかなと、当たってたのかなという気はいたしましたですね。現にあるというのが書いてあったら、そりゃ大変なんで、そういう答えはあり得ないだろうと思ってたんですけれども、旧町時代はあったと書いていただいているのがありましたですね。だから、体質っていうのがやっぱり残ってるんだらうという推測がそれなりに当たったのかなという気持ち。

それからあと、いろいろあったんですけれども、コンプライアンスっていうふうなことを熟知してるかどうかの質問について、ほぼ熟知してるけどっていうようなところかなと思ったら、それよりも一段低い、ちょっと自信がないというふうな感じの回答が意外と、私の思ってるよりは多かった。完全にわかってますよというよりは、2番目ぐらいが多いんじゃないのかしらと思ってたんですけれども、意外にちょっと自信がないっていうふうな感じの回答が多かった。これをどういうふうに見るかですね。

それこそ精神論で、自分は何でもわかってるんだとか、そんなことよりも謙虚なほうがむしろいいのかなという気はいたしますけれども、逆にその自信のなさということに、それが謙虚じゃなくて、自信のなさということになるのであれば、またこれもちょっとある種の問題を含んでるのかなというふうな気がいたしましたですね。謙虚なのと自信のないのとは違いますのでね。

●元吉委員 全くそうですね。

●大内委員長 そこはちょっと思ったところですね。

●元吉委員 イよりもウが多かったのはちょっと意外で、でも事実に近いのかなという、

正直さだなという真摯さはうかがえるんですけど、精神論ってさっき私が言わせていただいたのは、じゃああなたの部課でその守るべき法令をどのように知識、情報として把握していますかというところに、例示が悪かったのかもしれませんが、自己研さんをそれに入れてしまったので、その答えでもいいですよというようにこれは呼び水が、ひっかけ問題だったんですけど、まんまとひっかかっちゃったところがありまして、自己研さんだと書かれた方がものすごく多かったり、O J Tで日々やってるからいいという書き方で終わってるのが私は精神論に見えたんですね。ちゃんとやるべきだということか、君がやってるだろうという話で、本来やっぱり管理職がその熟知し切れないもんだと思います。だって、法律はどんどん新しく変わっていきますから。なので、昨日知ってた法律も今日は知らないことになっていくぐらい変化があったら、常にそれを、やっぱり的確にタイミングを捉え、必ずその仕事のやり方として、自学とかO J Tとかでなあなあというか、その時々で済ませないで、必ず新しい法改正があったら確認をするというふうな仕事のやり方までつくり上げないとフォローし切れないんだろうなと思うので、そういう回答が極めて少なかったように、このざっと見た感じあったのが気になったところでした。

●大内委員長　たくさん書いていただいて、拝聴しないといけないなという意見もあったんですけども、あれですね、例えばこれ、部とか課のはもう、課まで出したら、もうもろわかりか。でも、それはそれでいいよね、自分の部や課はこうだけど、よそはどうかというふうに比較してみただくのもいいんだけど、氏名だけ外すというのは意味があるんですかね。

●安藤委員　その課に1人しかいなかったら。

●大内委員長　1人しかいないから、課長2人いないんもんね。だけど、どの役職の人が何を考えてるかっていうのがやっぱりポイントなんで、課まで外しちゃうとどうですかね。それとも、課は符号にする、符ちょうにする。いや、市にはそのまま提供しちゃっていいんですけども、ちょっと事務局のほうで心配してらっしゃるいうか、ちょっと懸念してらっしゃるのは、情報公開でこれ請求されたら出さないといけない、その市に提供した段階で、もう情報公開の対象になるということであれば、このまま生のままで出していいものかどうかというところをちょっと議論してほしいというのは事務局の要望なんですけれども。

●北林委員　これ、読ませていただいて、課としての、例えば会計であるとか財政、課としてのスタンスがどのくらいあるんかなってこう見たときに、例えばこれ、課も仮に、名

前も含めて、これ番号で1番、2番、3番、4番、こうするのんと、実際このままのんとで、それを見たときの答えなり、それをどう評価するかっていうのはどのくらい変わってくるかなと思って見た場合に、余りその課の持つ意味っていうのはないのかなという…。

●大内委員長 部はちょっとあれかなという。

●北林委員 この課の人やからこういうこと言うわはったんかなというのは余りなかった。

●大内委員長 ああ、そうですか。私全部見てないから、そこまで言えない。

●北林委員 だから、その意味でおいたら、余り課出しても、意味というか、別にこの答えが、それによって、伏せることによってわかりにくくなるというのは余りないかなという気はちょっとしましたですけどね。ただ、それも決定的なものではなくって、ちょっとした、うっすらとした印象なんですけどね。

●大内委員長 事務局いかがですか、もう全部に目通していただいてるんでしょうか、大変な作業で。課ごとの特徴が出てるようなお答えとかいうの、あったかしらね。

●元吉委員 質問の意図が、事務局どうですかと聞かれた質問の内容は何でしたっけ。

●大内委員長 ごめんなさい。事務局は、一応これ回答を全部組み直したんで、ざっと目を通してらっしゃると思うので、その課ごとに、この課であるからこそこういう答えだなというのが気がつかれてるんやったら、ちょっとそれを教えていただきたいなということです。

●元吉委員 課の特性が顕著に出ているのは何件ぐらいですか、もしくは何割ぐらいですか。

●事務局 回答を集約する中で、今の課に着目して書かれてる管理職の方と、これまでのずっと自分が経験してきた中で書かれてる方と……。

●大内委員長 それはちょっと感じたな。

●事務局 2種類あるんです。ですので、皆さんが今の現職に着目して書かれてないんで、ちょっとそういう色分けがしにくい。

●元吉委員 質問にもよりますしね。「これまでありましたか」だと過去長いことだし、「今どんなふうに仕事してますか」は今の回答。

●事務局 会計課なんかは、そういう考慮なんかないですので、今現在……。

●上脇委員 結構異動が激しい。法令遵守のところで、遵守しておらず、場合によっては

遵守できてない部分あるかもしれないという回答で、課長が48%、副課長で55%もあるわけです。ひょっとすると、その課にずっといて副課長とか課長になった人と、ほかの部署を回って、初めてこの部署に来て副課長とか課長になった人とじゃ大分違いがあると僕は見ているんですが、それがこういう答えになっているかなという気がするんですよ。それがいい意味で出ればいいんだけど、悪い意味で出たとき、自信がなくて、自分で決定できなくて、さっきお昼に聞いた、みんなで決めたからええやないかという方向に行っちゃうと、結局管理職は何なんだというね。だから、前から積み上げてきて副課長、課長になりましたと、あるいは前ここにいて、ちょっとほかの部署に行ったけど、また戻ってきましたと、戻ってきた中で課長になった、副課長になったっていうんだったら、まだ過去の実験もあるからいいんだけど、その辺が影響してるっていう可能性もあるというふうにはちょっと見て思ったんですよ。だから、これ見たときに、果たして名前まで含めて渡しちゃっていいのかなという気がしないことはないんですけどね。

●元吉委員 名前は伏せておいたほうがいいだろうということですか。私も賛成です。今日時点の意見としましては賛成します。ちょっとまだ、よくよく読み込むとまた違う感想を持つかもしれないんですけど。なぜなら、目的は何かっていったときに、こういう不正事務処理が二度と起こらないようにするということが、特定の今調査されてる対象だけなのか、広くその他の部署にも関係があるのかっていうことをまず知りたかったわけですね。さらに、この結果をもって私たちが提供する再発防止策があるとするならば、それはやっぱりマネジメントの標準化っていうか、標準的にマネジメントとして最低限これぐらいはやったほうがいいんじゃないかっていう策をここから見出したりできるといいなと思うとしたならば、特定の誰かだからとか、特定のこの方からということをお願いわけでは決してないので、そういう問題探しをするわけではないので、使う目的からいった場合、あえてそこまで課名と個人名を特定する必要があるのかこの調査にはないのかなと思うところがあります。そう思ったのは、お昼に市長、副市長とお話をさせていただいたときにいただいた丹波市不正事務処理等再発防止委員会から市長に出された11月11日以前の内容の頭書きとかを見ている、全くもって、そのマネジメントという組織運営の問題意識があるんだろうとか、トップとミドル、ミドルと、またその現場の職員の仕事のやり方の、運営の仕方っていうか、そういうところにも根本的な問題があったんじゃないかと思っている私たちの報告の意図がまだまだやっぱり伝わってないなと思うことがあり、マネジメントの標準化という言葉を使わせていただきました。

●大内委員長 個人名、それから課名を外しても、部入れたら、1つしかないところがあるから。監査委員事務局とか議会事務局とか。議会事務局はあれか。極端な言い方したら、公表されて困るようなことは余り書かれていないので、だから個人名はもちろん外して、課ももう外しちゃって、部ぐらいいは残しといたほうが資料としてはいいのではなかろうかというふうには思いますけどね。そんなもんでよろしいですかね。

●元吉委員 賛成します。

●大内委員長 そうしましたら、アンケートのこの結果は、今申しましたように、課名と、それから個人名を外して、市のほうに情報として提供させていただくというふうにさせていただきたいで、それで……。

●事務局 課名は隠して、部名は残すと。

●大内委員長 うん、部は残す。それで問題はないでしょうか。部も外しちゃったら、何が何だかわからんで。何か懸念することがあったら言っと思ってくださいよ。

●事務局 ちょっとこちらで考えてたのは、部・課・氏名全てこの状態に出したとしても、開示請求があったときにはこの部分だけを不開示にして対応したらいいのかなと思ってたんです。

●大内委員長 ああ、そうか。その部分だけ不開示にする理由は、個人名は不開示にする理由があっていいと思うわ。

●元吉委員 あとは課名。

●大内委員長 あとは課名。課名はどうです？

●事務局 それか、もうこれ全てが不開示の考え方がもしあるんでしたら、ちょっと教えてもらえたらと思いますけども。これは公務情報で、全部開示になるのか、本人の個人的なレポートというのか、その類い。

●大内委員長 個人的なレポート。でも、部課名明らかにして聞いているんだから、これは個人的とは言えないでしょう。

●事務局 職氏名、職責を持って書かれた文書なので、これは公務情報ですというふうに。

●大内委員長 そうですね。そうなるでしょうね。

●事務局 というところで、当局へ渡る前に、一定の、その今委員長お話しされた課・氏名だけは除いて渡せば、そこはもう当局側は、内情を伴うんで、黒塗りしなくていいんでという、その辺の判断を今日お願いしたいんです。

- 大内委員長 それでいいんじゃないかと思えますけどね。部名……。
- 上脇委員 黒塗りしなくて済むから。
- 事務局 はい、もめなくていいから。
- 元古委員 いいと思います。
- 事務局 そしたら、部は、部名を残して、課・氏名欄を取って。
- 大内委員長 そうですね。
- 事務局 はい。
- 大内委員長 私たちは、ちょっとしばらくの間はこの入ってるもので、事実上。
- 安藤委員 この番号は何ですか？ 16とか4の数字。
- 事務局 最初は、職員名簿による順番にずっと番号を1から通していたのを所属をつけて並べかえたんで、ちょっと番号がばらばらになってますけども。
- 大内委員長 番号。この番号ね。
- 事務局 はい。1番とかは普通の職員氏名を使ったんで、この番号欄は余り意味がない。
- 大内委員長 番号欄意味がないね。
- 事務局 意味のない付番かと思えます。
- 大内委員長 じゃあ、情報提供としては、今言ったように課名と、それからもう個人名は抜いてもらって、それでも十分資料としては意味があると思われるので、そうしていただきますでしょうか。

それで、今日は印象だけだったけれども、このアンケートを今後どのようにっていくか、さらに検討して、それなりの委員会として分析して、こうであったというふうなところまでするんだったら、かなり時間を使いますね。ざっとした印象的なものしか書かなくてもいいんだったら、今お聞きしたようなことプラスアルファで、アンケートした結果、こういうな感じでしたというふうなこともできますけど、どうかな。これ、やっぱり次回までもう一度それぞれで検討してもらって、取り扱い方についても次回に決めますか。どうしますか。

- 元古委員 私たち。
- 大内委員長 はい、私たち。
- 元古委員 私は、もう一つ、この不正事務処理再発防止委員会の皆さんにこの情報を検討いただいて、その回答が欲しいですというか、検討過程でも結構なんですけれども、先

ほどいただいた今後の提言等に対する再発防止対策という項目列挙するという書き方は先ほどいただきましたけれども。

●大内委員長 うん、市長に対する報告書やね、これ。

●元吉委員 何かちょっと私にはよくわからなくて。

●大内委員長 いや、具体的に書いてあるから、わかる項目と、何か全然わからないところがありますね。

●元吉委員 回答するのが目的になってないかという印象を受けたんですね。私たちに回答するのが目的では決してなくて……。

●大内委員長 そうそうそう、これは市長に対してのあれですからね。

●元吉委員 市長とともに、その補助機関である皆さんが、やっぱり執行体制をいかに健全化し、さらによりよくしていくのかということをも目的にしたとき何をするのかということが再発防止だと思うので、そういう視点からその対策をもう一度ご検討いただきたいなと思ったのが感想であり、そのために、もう一度この私どもがさせていただいたアンケートも有効活用いただいて、これだけ皆さんが熟知してないと、熟知し切れておらず、場合により遵守できていないことがあるかもしれないということを例えばお書きになっている方が半数いたり、消防・水道部以外にも起こり得ることだという回答が過半数ある状況に対して、皆さんは何をすればそれが払拭できると思われ、そのための対策を打ちますかと。まず、ご自身達なりに……。

●大内委員長 それを第三者委員会に聞きたいから、そういうふうにおっしゃるわな。

●元吉委員 そうそう。でも、ご自身達なりにまずそれを考えていただくこともあわせてしていただき、私たちも私たちでそれに対して。じゃないと、何か私たちが言ったことに回答してしまったり、私たちが言ったことをやりますという話ではやっぱりないんだろうなと、異質なものが合わさることでより高い効果があればいいと思うびので、皆さんなりにもやっぱり最大限それを……。

●大内委員長 そうすると、中間報告とかじゃないけれども、誰宛てにするのか、市長宛てにするのか、不正事務処理何とか委員会にするのか。ともかくこういうアンケート結果が出ているので、このことについて、何ですかね、このことについてどう考えるかと、それから改善策……。

●元吉委員 どうしたらいいですかね。

●大内委員長 いや、ちょっと違うと思うんよ、これ、不正事務処理と、再発防止やから

ね。いや、単なる情報提供やったら、ご検討くださいで渡せばいいんですけども、何らかの感想なり回答なりを聞きたいと、こういうことですかね。

●元吉委員 はい。私たちの当初のこの委員会が授けられている目的の中になかったでしたっけ、再発防止委員会に対する提言なり……。

●大内委員長 いや、それは、そういう具体的なものはなかったと思いますけれどね。再発防止の提言はありますよ。

●元吉委員 再発防止の提言はあります。

●大内委員長 今ちょっと諮問書持ってないけどね。

●元吉委員 そこ、いかがですか。どんなふうにこの委員会、再発防止委員会とかかわるかです。関係なく、私たちは私たちが意見を……。

●大内委員長 いや、もちろん関係ができれば。今組織的には関係がない。

●元吉委員 はい、いいです。中身的にです。

●大内委員長 やってることはかなり重なってはいますよね。再発防止をするためには、まずどんな事実があったのかを認定しないといけないし、いわゆるさっきおっしゃった対症療法をまず考えないといけないし、その後の健康な体を取り戻すための方策を、より健康にするためのやね。まず、対症療法で健康になって、さらにより健康にするための方策まで提言できればということですかね。いや、だから今の段階で、市に情報提供するときに、その再発防止委員会のほうにもこの結果を提供するのはいいけれども、さあ、それに対して何かのコメントを下さいとか、そっちでどんなことをこれについて考えるのかというところまで聞くっていうのはどうなんでしょう。

●元吉委員 やめときましましょうか。

●大内委員長 うん。

●安藤委員 その再発防止の委員会というのは、これは議会の中で……。

●大内委員長 副市長とか……。

●事務局 副市長が委員長で、副委員長に企画総務部長、あと財務部長と2課3人、以上です。あとは必要な部長を入れることができるようなんで、基本は4名。

●元吉委員 やめときましましょう。そこまで関与し切れないと思います、時間的にも。今日たまたまこのいただいた資料があったので、余りにも乖離があるなと思って。この後、最終報告を渡しても、多分この調子なんだろうなと思うと、少しやるせなくなってしまうて。

●大内委員長 そういえば、今日市長に聞くの忘れたな。市長はもうこういう状況がいつぱい続いたんで自らを処分するというで新聞に載っていたけど、何かされたんですか。

●事務局 減額ですか。

●大内委員長 はい、給料の減額やね。

●事務局 はい。

●大内委員長 そうよね。不祥事があったときにされることはそういうことやね、やっぱりな。

●元吉委員 今までにもそういうことがあったと思いますけど、今は戻ってたんですか、100%に。

●事務局 1カ月前の2月に……。

●大内委員長 横領があった、横領事件の話。

●事務局 否決されたんで、してないんです。

●元吉委員 ああ。今回は。

●事務局 それで、このままずっと、給与は100%のままでずっと、いつするんだろうかどうかということもあって、ようやく11月の臨時会で30%、6カ月。

●大内委員長 30%カット。ああ、そう。で、ほかの処分も出たんですかね、ほかの職員の。

●事務局 その減額条例が通った後に、一般職も。

●大内委員長 一般職といえば、消防とか水道とか。

じゃあ、次回何をしますか。アンケートのまとめ方、難しいね。いい結果は、それなりの期待した以上には出てると思うんですけどね。どんなふうに取り扱うかな。

それと、水道部の疑問点は大体、疑問は疑問として残った部分もあるけれども、これ以上聞いても出ないでしょうし。大体そちらのほうの調査はもうよろしいですかね、水道部。どうですか。

そうすると、次回1月は、そろそろじゃなくて、もう最終報告の、何をどうするかという骨組みとかアンケートの位置づけとか決めないといけないことになりますね。そうすると、それに向けて、1月のいつやったっけ、二十何日やったっけ。アンケートの取り扱いをどうしますか。まだそこまで具体案は出るほど検討できてないか。

●元吉委員 アンケート独自で、何かその見解を書くのか、それぞれ水道部事案とか消防事案とかっていう形で中間報告では分けてましたよね、全体に共通することとか。そうい

う、一応今1番、2番という単位だけで、その中に織りまぜるか、その辺はどうしますか。

●安藤委員 ほかの部署でもなかったかという点では、ありませんみたいな感じの答えになります、それはそれでいいと思います。

●元吉委員 その他の、今件以外でということ。

●大内委員長 そうだね、一応それも諮問事項だからね、ほかにもないかというのは。ほんなら、そういう回答を得てると。管理職、課、それは書くわね。

ほんで、あとはどういうことについてしますかね。水道部の事実認定のところは、今日聞いたのも含めて、もうちょっと私考えて文章化しますけども、今までまとめたやつは。それは、この前みたいに、中間報告みたいな形でまとめたらいいいですか、認定した事実みたいな形で。それに対する評価。

●元吉委員 この間の様式でいいんじゃないですかね。中間報告の中に新しく今回の事案を出す。

●大内委員長 水質事案ということで入れて。そうすると、事実、書き流したのをもう一遍じゃあお送りしますけれども、前に箇条書き的にしたのと、それをより縮めるだけだから、こんなに詳しくなくてもいいでしょう、ねえ。だから、あとはそれに対する評価と改善策というのはそれぞれ各自で考えてきていただくと。ざっと出していただいて、次の委員会までに、大まとめをして、総論というか、最終的な結論としてどうするのかということまで次議論しないといけないね。最終結論はどんなふうにいたしますかと。中間報告に出したのをさらに、やっぱりあれに尽きるのだろうから、あれに、加除訂正というか、新たなものをつけ加えるってというような感じでいいんですかね。

もう、だから1月でほぼまとめないと。いつ出しましょう、3月の。ぎりぎりでもいいんですか、スケジュール。

●元吉委員 3月議会はいつからいつまでぐらい。

●大内委員長 もう逆からいかないと。

●事務局 2月の末から。

●元吉委員 2月になるん？

●大内委員長 何が何が。

●元吉委員 議会。

●大内委員長 1月も議会があつて。

- 事務局 そうですね。１２月議会は１月２３まで。
- 大内委員長 で、最終報告を出すのはいつですか、いつがいいですか。いつがいいですかじゃなくて、ぎりぎりここですと言ってもらって、逆に……。
- 元吉委員 ぎりぎりでしょうね。
- 大内委員長 逆算していきます。もうぎりぎりでしょうね。３月の初めに出せ言われたら、もうとてもじゃないが。２月短いし。
- 事務局 中間報告も８月中を目標にして、９月１２日でしたね。ですから、ちょっと早目に設定しておきましょうか。
- 大内委員長 雨が降ったからじゃなかった？
- 元吉委員 いや、言われてますね。
- 大内委員長 何か言われてますね。
- 事務局 いや、災害もあったりして、いろいろ不測の事態もあつたんで。余りぎりぎりだと困りますから。
- 大内委員長 ぎりぎりにしたって、もうぎりぎりなんだから、進むしかないじゃない。でもね、病気になるかもしれへんし。風邪ひくかもしれへんしな。余り３月のぎりぎりじやいかんね。中ごろ、中下旬に、２０日まで。
- 事務局 ２０日まで。
- 大内委員長 ２０日までだったら、まだ十日あると。
- 元吉委員 実質２３の週で最終週だから、最終週、３０、３１はありますけど、さすがにそれはないとしてと思うと。
- 大内委員長 また、前みたいに交付式とかそんなんせないかんですか。
- 事務局 いや、県会議員選挙もあるので。
- 元吉委員 いつですか。
- 事務局 ４月１２日。
- 元吉委員 その準備がある。
- 大内委員長 選挙管理委員会も兼ねてみたいな。
- 元吉委員 １６の週、３月１６日か２３日の週かどっちかですわね。
- 大内委員長 またその交付式のようなことをするのでしょうか。
- 事務局 お世話になりたいですね。本当にもう最後なんで。
- 大内委員長 最後ですもんね、中間報告のときはともかくとして。

●事務局 最後で、身分も切れるんで、お世話になったということで、はい、お越しいただくか、神戸ですか。どっちがいいですかね。

●大内委員長 いや、日によりますけど、空いてれば私もそりゃ来ますけどね。もう既に予定が入ってるところもありますしね。

とにかく20日までに完成させよう。20日までに完成させて、その後の1週間で、交付式をするか、もっと早くにせなあかんの？言ってください、もうそちらのおっしゃるように。

●元吉委員 2月いつしましょう。1月20日の次ね。

●大内委員長 1月20日の次も入れないといけないし。

●元吉委員 1回で済まないですもん。

●大内委員長 あと最低2回と思ってます。

●元吉委員 2月に2回できるんやろうか。

●大内委員長 2月に2回できるか、3月に入れないと。2月入れて、3月に入れますか。それで、どうしても集まらないかんいうことになったら、もう集まれる人だけ集まるうか。

●元吉委員 2月1回と3月の最初に1回で12回。

●大内委員長 3月のそこで……。

●事務局 北林委員は、ここで決めてもらった日に従うということです。よっぽどのことがなかったら合わせますということで。

●大内委員長 そしたら、とにかく2月決めましょか、2月。

●元吉委員 神戸でいいんですか。

●事務局 はい。

●大内委員長 神戸でしてください、お願いします。午前でしょう。午前しか、何かとれなかったんよ、20日はね。

●事務局 20日は午前10時。

●大内委員長 10時から。余り日置いても一緒やな。3月の初めにとるんやったら、やっぱり2月9の週、ここに休みが入ってるし、余り空いてないね。13日はいかがでしょうか。午前でも午後でも今だったら空いてます。2月13日はいかがでしょうか。午前も午後も私は今んとこ空いてますから。

●安藤委員 大丈夫だと思います。

- 元吉委員 私は、今ちょっと仮なんで、全く未定。
- 大内委員長 ああ、そう。
- 元吉委員 ああ、いいですよ。でももう……。
- 大内委員長 13日何時。どちらのほうが比較的よさそうですか、午前、午後。
- 元吉委員 どっちかといえば午前のほうがいいですね。もしか、でも無理かな。極めて厳しいです。無視してください。
- 大内委員長 来られなかったらちょっと困ります。13か16、どっちかでとっときます。いつごろわかるんですか、予定。
- 元吉委員 16は今は空いてますが。もう2月、きついんです。でも、比較的、13の午前か16か、どっちでも、同じ確率かな。
- 大内委員長 3月なんて、安藤先生、忙しいんじゃないの。
- 安藤委員 ああ、そうですね。16やったら、3時ごろぐらいやったら大丈夫です。
- 元吉委員 16の3時なら。
- 安藤委員 だったら。
- 大内委員長 え、2月。
- 安藤委員 2月の16。
- 大内委員長 16の3時。
- 元吉委員 はい。
- 大内委員長 じゃあ、遅い分には構わないけど、全然。じゃあ、いいですか。2月16日の3時から。いいですかね、事務局。
- 事務局 はい、結構です。
- 大内委員長 2月16日の3時、3時。
- 元吉委員 どうしてもだめなら言います。今のところ大丈夫です。
- 大内委員長 じゃあ、3月、3月初め。安藤先生いかがですか、3月の初めで入る気ありますか。2からの週にする。ちょっと日がせり過ぎてる、でもしょうがないね。どっかに入れないと。空いてるところを言ってください。
- 安藤委員 5か6はいけるかもしれん。
- 大内委員長 え、かもしれん。
- 安藤委員 5か6ぐらいぐらいやったら。
- 大内委員長 5は大丈夫です。私。

- 元吉委員 6のほううれしいんですけど。
- 大内委員長 え、6ですか。6やったら、私余り時間とれないですね、1時からずっと予定入ってるんで、午前中とれるけど。でも、もうそんなに……。
- 安藤委員 まあまあ、そのように合わせますんで。
- 上脇委員 6日。
- 元吉委員 6日。
- 上脇委員 ああ、3月6日、もう押さえられちゃいましたね。
- 大内委員長 6日だめ。
- 元吉委員 じゃあ、5日だったら。遅目のほうがいいです。
- 大内委員長 5日だったらいかが。遅目、3時。
- 安藤委員 ああ、いい。
- 大内委員長 いける。
- 安藤委員 はい。いいようにしときます。
- 元吉委員 じゃあ、5日の3時で。
- 大内委員長 5日の3時。はい。じゃあ、1月の委員会で目鼻をつけましょう。今のっぺらぼうみたいなもん。ほか、何かないですか。
- 元吉委員 すみません、ちなみに3月2日ってだめですか。
- 大内委員長 2日、2日、2日、月曜日。私は空いてますよ。
- 安藤委員 もう2、3、4は……。
- 元吉委員 ああ、だめって言ってましたね。5、6って言ったんね。わかりました、結構です。
- 大内委員長 ほか何かありませんか。

それじゃ、本日は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

16時00分 閉会